

奈良市建設工事における施工体制の点検要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の施工体制等の把握に関し、点検すべき事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 建設工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (2) 工事主管課長 建設工事の施工を主管する課（これに相当するものを含む。）の長をいう。
- (3) 施工体制点検員 建設工事の施工体制について、監督員とともに点検を行う工事主管課長が指名する職員をいう。
- (4) 受注者 奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の規定に基づき、建設工事の請負契約を締結した者をいう。
- (5) 主任技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 監理技術者補佐 建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。

(適用対象)

第3条 建設工事の施工体制の点検は、次のとおりとする。

- (1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負代金額が4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000万円以上のもの。）について行う。
- (2) 施工体制台帳、施工体系図に関する点検は、工事を施工するために下請負契約を締結した工事について行う。
- (3) 主任技術者の設置等に関する点検は、第1号の対象とならない工事であって、請負代金額500万円以上のものについて行う。

(施工体制の点検)

第4条 施工体制の点検は監督員及び施工体制点検員の複数人で行うものとする。

(点検事項及び点検時期)

第5条 施工体制の点検事項は、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握する必要がある事項とし、施工体制点検表(別記様式)の項目について、同点検表に指定する時期に行うものとする。

(点検内容の報告)

第6条 監督員及び施工体制点検員は、施工体制の点検を行ったときは、その内容を施工体制点検表により、工事主管課長に報告するものとする。

(是正指示等)

第7条 監督員及び施工体制点検員は、施工体制の点検により疑義があると認められる場合には、工事主管課長にその内容を報告するとともに、当該工事の受注者から意見聴取を行うものとする。

2 監督員及び施工体制点検員は、前項による意見聴取において、その事実を確認した場合には、監督員指示書により受注者に対し是正の指示を行うとともに、工事主管課長に速やかに報告するものとする。

3 工事主管課長は、受注者が前項による指示に従わない場合、又は速やかな是正が見込めない場合には、現地調査及び意見聴取を行い、書面により是正に関する指導を行うものとする。

4 監督員は、第2項による指示又は前項による指導に対し受注者からは是正の報告を受けた場合には、施工体制点検員と共に速やかに是正状況を確認し、工事主管課長に報告するものとする。なお、是正の報告は、書面により行うものとする。

(その他の措置)

第8条 工事主管課長は、受注者が前条第3項による是正指導に従わない場合で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)又は工事請負契約書等に定めがあるときは、当該定めにより適切な措置を講じるものとする。

2 工事主管課長は、前項の措置を講じる場合において、必要に応じ関係課等と協議す

るものとする。

(工事成績評定への反映)

第9条 監督員は、施工体制の点検において受注者に不適切な事項がみられた場合には、その内容及び対応状況に応じて工事成績評定に適切に反映するものとする。

第10条 この要領に定めるもののほか、施工体制の点検の実施に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約に係る建設工事の施工体制の点検について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約に係る建設工事の施工体制の点検について適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年 3月 1日一部改正)

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 1月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 2月 1日から施行する。